

I

移転価格税制の概要

ポイント

- 関係会社間で取引を行う場合、その取引価格は第三者間で設定される価格と異なることが想定される。国際的な関係会社間の取引価格の設定いかんでは、自国の課税権に服する所得が他の国に移転することとなる。
- このように関係会社間の取引価格（「移転価格」）を通じた国際的な所得移転を防止するため、第三者間で設定される正常な価格を想定し、これに基づき関係会社間の取引に係る課税所得の計算を行う制度が設けられている。

わが国の移転価格税制は、正式には、「国外関連者との取引に係る課税の特例」とい
い、措置法第66条の4と関係政省令に規定されている。その基本的仕組みは、次のと
おりである。

また、特定信託の各計算期間の所得に対する法人税及び連結法人の各連結事業年
度に対する法人税についても、同様の措置が講じられているが、基本的な仕組みは上記
のものと同様とされているので、説明は省略する。

- (1) 法人（内国法人、外国法人を問わず、法人税を納税する義務があるすべての法
人）が海外の子会社・親会社等の特殊関係企業（「国外関連者」）との間の取引を、
特殊関係を有しない第三者との間の通常取引価格（「独立企業間価格」）に比して
低価で販売を行い、又は高価で仕入れを行ったことにより、わが国での法人税の課
税上その法人の所得が減少することとなる場合には、そのような取引が独立企業間
価格で行われたものとみなして課税所得を計算する（措法66条の4第1項）。

Ⅱ

移転価格税制の沿革

一 改正年度

- 昭和61年 租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和61年法律第13号）により、措置法第66条の5として導入された。
- 平成3年 措置法の改正により、比較対象企業に対する質問検査権限の規定、更正・決定の期間制限の特例等が追加された。
- 平成4年 措置法の改正により、過少資本税制が措置法第66条の5として導入されたことに伴い、措置法第66条の4に移る。
- 平成12年 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律及び証券投資信託及び証券投資法人に関する法律の改正に伴い、特定信託に係る本税制が手当てされた（措法68の3の5）。
- 平成14年 連結納税制度の創設に伴い、連結法人に係る本税制が手当てされ、かつ、単体納税において所要の規定の整備が行われた。
- 平成15年 国外関連取引に関する情報の収集をより充実させる観点から、国外関連者に関する明細書に記載すべき事項に、法人が独立企業間価格の算定方法として選定した方法が追加された。
- 平成16年 OECD移転価格ガイドラインで認められている算定方法である取引単位営業利益法が導入された。
- 平成17年 適用対象となる国外関連者の範囲が拡充された。
- 平成18年 独立企業間価格の算定に必要な帳簿書類の提出がない場合の推定課税における独立企業間価格の算定方法に利益分割法に相当する方法及び取引単位営業利益法に相当する方法が追加された。

III

諸外国の移転価格税制の概要

主要国における移転

	日 本	ア メ リ カ	イ
基本規定	<p>国外関連者との取引が独立企業間価格で行われなかったことにより法人税が減少する場合には、独立企業間価格で行われたものとして所得計算をする。</p>	<p>租税回避防止又は所得の適正計算のため、当局は、特殊関係企業間に所得を配分できる。</p>	<p>特殊関係による所得は従って計算</p>
特殊関係者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 直接・間接50%以上の出資関係にある外国法人（姉妹関係を含む。） ○ 実質的に支配・被支配の関係にある外国法人 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 同一の利害関係者により直接・間接に所有・支配されている組織又は事業 ○ 所得の恣意的な移転があれば、支配関係があるものと推定 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 支配・法人 ○ 同一の法人
独立の企業間価格	<p>各国とも、次のような方法を用いて独立企業間価格を算定している。</p> <p>(1) 比較可能独立価格法……………比較可能な非関連者間の取引価格による方法</p> <p>(2) 再販売価格法……………関連者間取引における買手の第三者への再販売価</p> <p>(3) 原価加算法……………関連者間取引における売手の原価の額に通常の利</p> <p>(4) その他の方法……………(1)～(3)に準ずる方法等</p> <p>(注) 「通常の利潤の額」は、非関連者間における類似の取引に係るマージン率</p>		
資料収集等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当局は国外関連者の有する書類も要求できる。(罰則なし) ○ 独立企業間価格の算定に必要な書類の提示がないときは、当局は同種の事業を営む類似の法人に対して質問検査を行うことができ、又は、類似法人の売上総利益率等により推定課税することができる。 ○ 国外関連者との取引等に関する事項につき明細書を申告書に添付しなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当局は国外にある書類も要求できる。これに従わなかった場合、その書類は訴訟段階で証拠とされない。 ○ 国外関連会社との取引に関する明細の申告書添付義務があり、国外関連者の書類の国内保存義務、サモンズ（召喚）、高額のパナルティー等が規定されている。 	<p>当局は、書類も要</p>

IV

移転価格税制の解説

一 適用対象法人（納税義務者）

ポイント

- 法人税の納税義務を有する法人等は、本税制の適用対象とされ、独立企業間価格に基づく所得計算が行われる。
- 外国法人についても、支店を有する等の理由から法人税の納税義務を有する場合には、本税制の対象となる。

本制度の適用を受ける者は、わが国において各事業年度の所得に対する法人税及び清算所得に対する法人税について納税義務のある法人とされている。これには、代表者又は管理人の定めのある人格のない社団等が含まれ、またわが国に支店等の恒久的施設を有する外国法人及び不動産の譲渡所得等を有し、法人税の納税義務を課された外国法人が含まれる。これらの法人が外国法人である国外関連者を行った取引の対価の額が独立企業間価格と異なることにより課税所得が減少する場合に、本制度が適用される（措法66条の4第1項、68条の3の5第1項、68条の88第1項）。

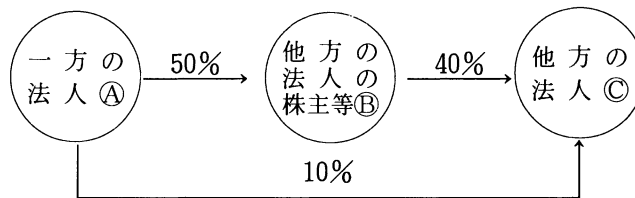
（備考） 本特例は、特定信託の各計算期間の所得に対する法人税及び連結法人の各連結事業年度に対する法人税についても同様の措置が講じられているが、基本的な仕組みは同様のため、特掲すべきところを除き、これらについては関連する事項につき該当条文を掲げるに留める。

第3章 移転価格税制

法人がそれぞれその発行済株式等の100分の50以上の数又は金額の株式又は出資をその一方の法人又は出資関連法人（その発行済株式等の100分の50以上の数又は金額の株式又は出資がその一方の法人又は他の出資関連法人によって所有されているものに限る。）によって所有されている場合に限る。）によって所有されている場合に限る。）

この場合には、株主等である法人の有するその他方の法人の株式又は出資の数又は金額がその他方の法人の発行済株式等のうちに占める割合（その株主等である法人が2以上ある場合には、これらの株主等である法人につきそれぞれ計算した割合の合計割合）が間接保有の割合とされる。これは二段階以上にわたる支配・被支配の関係にあるケースを定めたものである。

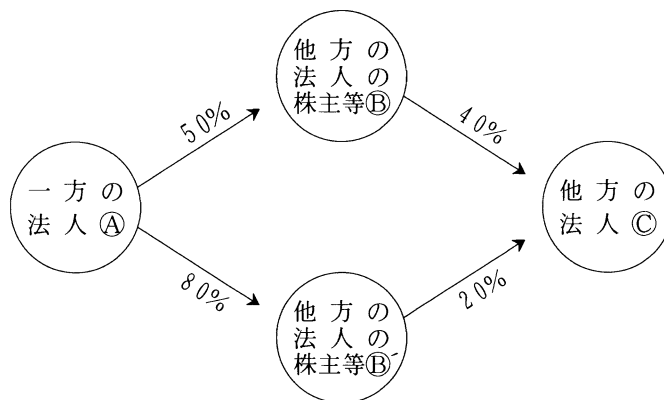
〔(1)の設例〕



〔説明〕

④が③に対して保有する出資（10%）が、直接保有の割合とされるのに対し、④が③を通じて保有する③への出資を間接保有という。この場合、④が③の発行済株式等の50%以上を保有していれば、③が保有する③の株式等の保有割合を見ることになる。このケースでは、④が間接に保有する③の株式等の保有割合は、40%ということになる（ $50\% \times 40\% = 20\%$ のように、掛け算方式では判定しない。）。このケースでは、④が③の株式等を直接に10%保有しているので、直接・間接の保有割合は50%（ $40\% + 10\%$ ）となり、④と③は、特殊の関係にあるとされる。

さらに、③が複数いるケースでは、それぞれについて、上記のように算定した割合を合計することになる。例えば、次のようになる。



インド

法人税の特徴

近年経済成長が著しいBRICS（ブラジル、ロシア、インド、中国）の一つであり、欧米からの投資だけでなく日本を含むアジア諸国からの投資も活発に行われている。

インド憲法により中央政府と州政府の課税する税の区分が明示されており、税目は多岐にわたるが、税収の比率は圧倒的に間接税が大きい。

法人の所得に対しても「所得税」が適用されるので、わが国のように「法人税」という独立した税目はない。

内国法人に対する税率は33.66％、外国法人は41.82％であるが、会計上の利益に対するミニмум代替税（MAT 7.84125％）が採用されており、ミニмум代替税が法人所得税額を上回る場合は、法人はこのミニмум代替税を支払わなければならない。

種々の優遇税制があるが、基本的には低開発地域等の工業化と外貨の獲得を目的とするものである。

個人については、通常居住者、非通常居住者及び非居住者の区分がある。